

会長候補者

道本 幸伸

みちもと ゆきのぶ
(30期 68才)



■略歴■

昭和27年3月1日生まれ(68歳)
昭和45年 開成高校卒業
昭和49年 立教大学法学部卒業
昭和53年 東京弁護士会登録(30期)
故阿部三郎先生に師事
法律相談委員会、相続遺言研究部委員
平成元年 新会館建設計画を機に三会合併運動を始める
北区、豊島区法律相談担当
平成4年 三会合併を提案して東弁会長に立候補(僅差で落選)
平成5年 東弁、一弁の両会で会長候補を立てて合併を訴える
平成17年 事務所法人化のため二弁に登録替え
平成30年より二弁会長選挙に立候補して合併を訴える

YouTubeチャンネル

三会合併の会



ホームページ

合併.com



Facebookページ

三会合併の会



1 信頼され尊敬されるシンボルに

東京三弁護士会の鼎立状態を解消すれば、東京全弁護士約2万人で構成する完全で唯一の弁護士会が誕生します。統合効果は3倍という会員数だけではなく、分断維持という負の価値観を脱し、民主主義的価値に沿った組織に変わり、弁護士法に沿う公法人としての姿に正したことになります。世間からの信頼や尊敬を集める対象としての資格を確保したことによって、多様な可能性を発揮できる組織となります。東京の弁護士会を120年前の設立当初のひとつの姿に戻し、90年間の分断にピリオドを打つことこそ、二弁を設立した先達たちや現弁護士法の起草者の思いであり、現在の私たちの責務です。弁護士会を大事にしてそれを光り輝く組織にすることは、構成員たる会員の発展に直結することです。私は、(新)弁護士会によって会員の業務の拡充を実現し、会館を会員のために有効利用し、会費負担の軽減を実現するために立候補しました。分断維持を優先するのではなく、会員の業務の安定化を最優先することこそが弁護士会の役割だからです。

2 完全な公法人として他の公法人と提携

合併すれば、東京23区と対応する弁護士会支部が誕生し、区と共同で相談事業を展開することができます。弁護士会の各支部が、相談員を派遣する体勢を整えれば、相談業務は飛躍的に充実するでしょう。おまけに箱物を用意する経費も人件費もかかりません。高齢者・障害者支援、子どもの権利、犯罪被害者支援なども区との共同事業として進めることが効果的です。自治体業務のサポートとか、地域の学校での相談業務なども、支部の重要な業務になるでしょう。各区の中小企業支援も、その地域の商工会議所や信用金庫、商店街組合などと提携して進めることが有効です。多摩支部もひとつとなることで、地裁家裁の立川支部との関係もスムーズになり、活動がより一層広がっていくことでしょう。

また企業内弁護士希望の会員のために、(新)弁護士会が単一の窓口として、各企業の業界団体と対応し、就職説明会開催やセミナーの実施などを行います。社外役員候補者名簿や社外監査役セミナーもひとつの弁護士会で実施する方がはるかに便利です。

企業法務、知財、事業承継、税法、渉外事案などの専門分野も単一の弁護士会になれば、対応する各分野の地裁専門部や学会、業界団体と密接に交流を取り合って研究を進め、その成果をテキストとして発刊したり、専門相談や講演したりできます。もちろん、ひとつ

の会なら、東京地裁、家裁などとも、対等かつ完全な関係を構築することができますので、意見交換はもとより、管財人、後见人、遺言執行者などの推薦依頼も一段と増加するでしょう。

さらに首都東京を代表する単一の弁護士会ですから、諸外国の弁護士会や国際的弁護士会の連合組織なども正当に対応してくれますので、国際商取引、国際家事・相続、外国人の入国・在留などの需要を会員に繋げていけます。将来、国際セミナーを東京で開催するについても、鼎立弁護士会の主催とは比較にならないくらい参加が見込めるでしょう。

3 他業種とコラボして新業務の展開

注目の弁護士費用保険ですが、最近は交通事故に限らず、一般の事案もひろく対象にして販売されるようになりました。もっとも保険料の問題から、いまだ広く普及されるには至っていません。そこで(新)弁護士会が、保険会社やカード会社と協議して、生命保険に附加するとか、保険料の一部をポイントで賄うとかの工夫ができれば、契約件数も増加するでしょう。また企業を対象にした弁護士費用保険も、保険業界とともに充実させることで、中小企業の顧問を増やすことが容易となるでしょう。

出遅れを指摘されている民事信託についても、区の法律相談を介して推進すれば、巻き返しできることでしょう。

新型コロナウイルスなど甚大な災害発生に伴う法律相談や受任事件の弁護士費用につき、救済に必要な費用に含まれるとして、公費で賄うというシステム構築も、弁護士会なら可能でしょう。

時代に合わせた新規業務を開拓することは、弁護士会に与えられた使命です。鼎立弁護士会では、新規事業の開拓など期待できません。

4 会員の事務所経費の削減

合併すれば、現在の二弁、一弁の会館スペース2000坪は有効利用できるようになります。会員の弁護士業務のための執務室として提供することもできますので、会員は事務所経費を一部削減できます。リモートの時代ですから、自前で広いスペースを確保する必要は乏しいでしょう。また共同机形式も事務所として認められれば、弁護士協同組合などを介して会員の個人事務所として賃貸することも検討できます。

また(新)弁護士会なら、法律相談事業や弁護士費用保険などで、安定した業務を会員に

提供できるでしょうから、会員は宣伝費をかける必要もなくなります。また図書館機能も充実させて、会員がネットを通じて、必要な文献や資料を確保できるシステムを進めていけば、調査費用や人件費も削減できます。

5 会費を半額以下に減額

会を統合すれば、重複する経費の無駄を省けますので、会費は半減できます。また会費外収入の増加も見込めますので、半額以下にすることもできるでしょう。ちなみに日弁連会費についても、IT化による人件費や紙媒体などの節約を進めて、軽減すべきです。大手の弁護士事務所を退職しても、また企業内弁護士として定年を迎えたりした場合でも、低額な経費で開業できる環境が整っているのなら安心です。会員に負担がかからない環境を整備することも弁護士会の重要な仕事です。

6 三会合併は会員の弁護士ライフの安定をもたらす

弁護士ライフは、今は良くても将来はどうなるかわかりません。個人的なつまづきだけでなく、業界に逆風が吹く時代も来るかもしれません。(新)東京弁護士会に整えておけば、世間の需要を会員に繋ぎ、会員の業務を拡充し、事務所経費の削減を導いてくれます。どんな時代に遭遇しても、なんとかしてくれる頼れる弁護士会にしておけば、会員の弁護士ライフは安定します。私は、時代錯誤の鼎立弁護士会を正常化し、会員の生活の安定を実現いたします。

7 合併の手続きは簡単

この選挙で選出されれば、私は、東弁会長に合併を申込みます。東弁会員は喜んでくれるでしょうから、東弁会長も合併の申込みを受諾し、合併契約が締結されるでしょう。その後、各会の総会での承認を経て二弁と東弁の合併が成立します。東京2万人の弁護士のうち75%が(新)東弁会員となれば、近いうちに一弁も合流することになるでしょう。三会は、同じ会館の中にいますので、合併には一切費用はかかりません。必要なのは、会員に賛同の意思表示をして頂くことだけです。

今回の選挙では、新型コロナウイルス感染予防を理由とする郵便投票請求が「全員」に認められております。郵便投票請求用紙を1月26日午後5時までに二弁宛てファックス(03-3581-2404)して頂ければ、二弁から郵便投票用紙が送られてきます。会館に行かなくとも投票できますので、是非ご利用下さい。